

台風時等における児童の登下校について

陽春の候、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は学校教育活動にご支援ご協力をいただきましてありがとうございます。

台風時の登下校について、下記のように適切・安全に対応いただきますようご協力をお願いいたします。

記

1. 始業(午前8時25分)前に「特別警報」①、「暴風警報」、「暴風雪警報」が、三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」②に発令されている場合

① 対象となる特別警報・・・大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報

② ①「北中部」に発令とは、北部・中部・伊賀の全てに発令されている場合が該当

②「伊賀」に発令とは、名張市・伊賀市の両市に発令されている場合が該当

③「名張市」に発令とは、名張市にのみ発令されている場合が該当

※気象庁の警報発表は、③のような市町単位(名張市)が原則ですが、①、②のような市町等をまとめた区域(伊賀、北中部)で発表されることもあります。

※①、②のような市町等をまとめた区域(伊賀、北中部)で発表され、但し書き(〇〇を除く)がある場合にご注意ください。この場合、名張市が警報発令区域に含まれているかでご判断ください。

(1) 児童は登校させないで、家で待機させて下さい。

(2) 「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が午前11時(半日日課の場合は、午前8時25分とします。)においても解除されない場合は、その日の授業はとりやめます。

(3) 「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が午前11時まで解除された場合は、安全を確認のうえ時間に余裕をもって登校させて下さい。集まり次第授業を始めます。(学校での給食は実施します。非常食的給食になることもあります。)

○「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が解除されても、道路・橋・家屋等が壊れたり、浸水などで登校に危険が予想されたりする場合は、登校させないで下さい。

◎ 巨大台風の襲来により非常災害の危険性が極めて高い場合は、前日に臨時休業を決定する場合があります。

2. 「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」または集中豪雨や雷雨等で、登校が危険と判断される場合

「tetoru」でのお知らせと未加入の方には電話連絡しますので、その指示に従って下さい。

3. 始業後に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」に発令された場合

(1) 原則として、ただちに授業を中止し、教員が引率し、地区ごとの集団下校で速やかに帰宅させます。

保護者が家にいるかどうかを確認し、家に保護者がいない児童は、図書室等で待機させます。(保護者と連絡を取り合い、迎えにきていただきます。)

(2) 台風の中心位置・進行方向・速度等の気象状況、道路や橋の状態、浸水状況等を判断して、安全に帰宅させることが困難と思われる場合は、最も安全な場所で待機させます。

◇ 保護者・PTA役員・地区委員の皆様へのお願い

(1) 台風接近の場合は、ラジオ・テレビ・電話・インターネット等の気象通報・天気予報に注意いただき、お子様への指導をお願いします。

○ 警報解除の情報はテレビ等の報道で確認して登校させてください。(学校からの連絡を待つ必要なし)

○ 念のため、学校から「tetoru」で連絡し、未加入の方には、学校から電話連絡いたします。ただし、電話回線が2本のため、連絡に時間がかかります。

(2) 自宅待機、または授業が中止になって帰宅した場合は、危険であるため、お子様だけで外出させることがないようにして下さい。

(3) 非常時の集団下校や下校後の児童の安全について、地区委員の皆様にご協力をお願いする場合があります。

(4) 学校へ電話が集中しますと混乱します。学校への問い合わせは極力ご遠慮下さい。

※ この文書を、よく見えるところに貼るなど、来年度再発行するまで大切に保存して下さい。